

「石綿則」改正に伴う安全標識

石綿障害予防規則の掲示に係わる第34条が改正されました

—— 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令82号） ——

一般社団法人日本標識工業会監修の下、掲示の内容をまとめています。

NEW

No 226C

〔石綿障害予防規則に定める掲示（第34条）〕

ここは石綿を取扱う作業場です

1. 石綿により生ずるおそれのある疾病の種類 / その症状

- (1) 中皮腫 / 息切れ・胸痛、咳・発熱・全身倦怠感・体重減少、腹痛・腹部膨満感・腹水貯留 等
- (2) 肺がん（気管支又は肺の悪性新生物） / 咳・痰・血痰 等
- (3) びまん性胸膜肥厚 / 呼吸困難・反復性の胸痛・反復性の呼吸器感染 等
- (4) 石綿肺（じん肺） / 息切れ・咳・痰 等
- (5) 良性石綿胸水 / 呼吸困難・胸痛 等

2. 石綿等の取扱い上の注意事項

- 取扱い (1) 飲み込みを避けること。皮膚との接触を避けること。粉じん、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- (2) 取扱い時は飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 適切な保護具等を使用すること。
- (4) 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場（解体等以外）では、発散源を密閉する設備、又は局所排気装置を設けること。
- (5) 解体等石綿粉じんを著しく発散するおそれのある作業は、作業場所を隔離し、ろ過集じん・排気装置を設置すること。
- (6) 取扱い後は洗浄設備で、洗眼・洗身・うがいをよく行うこと。
- 容器等 (1) 石綿等を運搬又は貯蔵するときは、石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をすること。
- (2) 容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示する。
- (3) 石綿等の保管については、一定の場所を定めておかなければならない。

3. 必ず保護具を使用してください

使用すべき保護具等

呼吸器の保護具：適切な呼吸用保護具を使用すること。

- ☐ 防じんマスク
- ☐ 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- ☐ 送気マスク ☐ 空気呼吸器

手の保護具：適切な保護手袋を使用すること。

- ☐ ゴム手袋 ☐ 化学防護手袋

眼の保護具：適切な保護めがねを使用すること。

- ☐ 保護めがね ☐ ゴグル形保護めがね
- ☐ 全面形面体呼吸用保護具

皮膚及び身体の保護具：適切な保護衣を使用すること。

- ☐ 作業衣 ☐ 保護衣 ☐ フード付き保護衣

226-C

- サイズ：600×450mm
- 厚 さ：1mm厚
- 材 質：SCボード

👉 使用すべき保護具に ☒ チェックマークを入れてご使用ください。